

令和8年3月1日

被保険者各位

テルモ健康保険組合  
理事長 本庄 正治  
(公印省略)

## 公 告

### 令和8年度 保険料率

令和8年2月24日執行されたテルモ健康保険組合組合会におきまして、  
下記の通り令和8年度保険料率が決定いたしましたので、これを公告します。

**【健康保険料等率】 92.3/1000 (子ども・子育て支援金創設)**

(内訳)・一般保険料率	88.64 / 1000	
(内訳)・基本保険料率	47.960 / 1000	
・特定保険料率	40.680 / 1000	※
※ 高齢者医療制度創設に伴い支援金として賦課		
・調整保険料率	1.36 / 1000	
・子ども・子育て支援金率	2.30 / 1000	

**【介護保険料率】 18.8/1000 (変更なし)**

令和8年3月分保険料(4月納入分)より上記の通り変更。  
ただし、子ども・子育て支援金については令和8年4月分保険料(5月納入分)より徴収開始。  
なお、負担割合は現行通り事業所、被保険者折半とする。

以 上

テルモ健康保険組合 【2026年度(令和8年度)保険料率】

<変更前>

	健康保険料率				介護保険料率	合計	
	一般保険料率		調整保険料率	-			小計
	基本保険料率	特定保険料率					
事業主	24.050 / 1000	20.300 / 1000	0.65 / 1000	-	45 / 1000	9.4 / 1000	54.4 / 1000
被保険者	24.050 / 1000	20.300 / 1000	0.65 / 1000	-	45 / 1000	9.4 / 1000	54.4 / 1000
計	48.100 / 1000	40.600 / 1000	1.30 / 1000	-	90 / 1000	18.8 / 1000	108.8 / 1000

↓↓↓

↓↓↓

↓↓↓

↓↓↓

<変更後> 2026年(令和8年)3月度保険料率(4月度給与徴収分)より変更

	健康保険料等率				介護保険料率	合計	
	一般保険料率(変更あり)		調整保険料率	子ども・子育て支援金率(※)			小計
	基本保険料率	特定保険料率					
事業主	23.980 / 1000	20.340 / 1000	0.68 / 1000	1.15 / 1000	46.15 / 1000	9.4 / 1000	55.55 / 1000
被保険者	23.980 / 1000	20.340 / 1000	0.68 / 1000	1.15 / 1000	46.15 / 1000	9.4 / 1000	55.55 / 1000
計	47.960 / 1000	40.680 / 1000	1.36 / 1000	2.30 / 1000	92.30 / 1000	18.8 / 1000	111.10 / 1000

(※)子ども・子育て支援金については令和8年4月度保険料(5月度給与徴収分)より徴収開始